

公益財団法人香川県下水道公社工事執行要綱

(目的)

第1条 公益財団法人香川県下水道公社(以下「公社」という。)が施行する工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定するものをいう。以下「工事」という。)の執行については、法令その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(請負契約の締結)

第2条 工事の請負契約は、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(随意契約によることができる場合)

第3条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない契約をするとき。
- (2) その性質又は目的が指名競争入札(以下「競争入札」という。)に適しない契約をするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。

(指名競争入札の通知)

第4条 公益財団法人香川県下水道公社理事長(以下「理事長」という。)は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を入札の参加者に通知するものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事の場所
 - (2) 設計書、仕様書、図面その他契約条項を示す日時及び場所
 - (3) 入札を行う日時及び場所
 - (4) 入札保証金に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に必要な事項
- 2 理事長は、前項の通知において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしておくものとする。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第5条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ、適当と認める者を指名するものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第6条 理事長は、競争入札により契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書等によりその予定価格を入札の都度定めるものとする。

- 2 理事長は、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。
- 3 前2項の規定により定められた予定価格及び最低制限価格を記載し、又は記録した書面は、その内容が認知できない方法により、開札の際に開札の場所に置くものとする。

第7条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定による予定価格及び最低制限価格の決定に当たっては、厳正に処理し、直接契約に係る職員以外の者をこれに関与させないものとする。

(入札保証金の納付)

第8条 理事長は、入札に参加しようとする者に対して、入札前に入札保証金を入札保証金等納付書(様式第1号)により納付させるものとする。

- 2 保証金の額は、契約しようとする金額の100分の5以上の額でなければならない。
- 3 保証金には利子を付さないものとする。
- 4 保証金の納付は、国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(入札保証金の減免)

第9条 理事長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の方法)

第10条 理事長は、指定日時及び指定場所に入札者を出席させ、入札保証金に係る領収書の提示を求めた上、入札書(様式第2号)を用い、次に掲げるところにより入札をさせるものとする。

- (1) 入札は1人1通とし、入札者を他の入札者の代理人とさせないこと。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させること。
 - (3) 入札書は、インク又は墨で記入させ、記名させること。
 - (4) 入札書は、「何工事入札書」と表示した封筒に入れさせること。
 - (5) 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせないこと。
 - (6) 入札金額には、原則として1,000円未満の端数を認めないこと。
- 2 理事長は、入札に際し不正の行為があると認めたときは、その者の入札を拒絶することができる。

(開札及び再度入札)

第11条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 前項の規定により開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

(無効入札)

第12条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札及び次の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は、無効とする。

- (1) 理事長の定める入札条件に違反した場合
- (2) 入札者又はその代理人が同一工事について2以上の入札をした場合
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合

- (4) 入札に際して不正の行為があった場合
- (5) 入札保証金の納付がない場合又は不足する場合
- (6) 入札書の金額を訂正した場合
- (7) 入札書に記名若しくは押印(押印がない場合にあつては、責任者氏名及び担当者氏名並びに連絡先)のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合

(入札又は開札の取消し又は延期)

第13条 理事長は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争入札の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合には、入札又は開札を取り消し、又は延期することができる。

- 2 前項の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(落札者の決定)

第14条 理事長は、入札者のうち予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。

- 2 理事長は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で最低制限価格を下らない最低価格の入札をした者を落札者とするものとする。
- 3 理事長は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 理事長は、落札者が決定したときは、直ちに、その旨を書面又は口頭により落札者に通知するものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第15条 理事長は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、最低価格をもって入札した者であっても、次の各号に該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適當であると認めるとき。

(入札保証金の還付)

第16条 入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。次条において同じ。)は、落札者にあつては契約締結後に、落札者以外の者にあつては入札終了後に還付する。

第17条 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、公社に帰属する。

(随意契約)

第18条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、仕様書、設計書により、その予

定価格を定めるものとする。この場合においては、第7条の規定を準用する。

- 2 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書(様式第3号)を提出させるものとする。
- 3 前項の規定により見積書を提出させた場合において、その見積価格がいずれも予定価格を超えるとき、又は見積書を提出させることが困難若しくは不相当と認められるときは、予定価格を示してその範囲内で契約を締結することができる。
- 4 理事長は前3項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を書面又は口頭により当該相手方に通知するものとする。
- 5 災害時その他緊急を要する場合において第3条第3号の規定に基づき随意契約により契約を締結しようとするときの予定価格の設定、見積書の提出等については、前各項の規定にかかわらず、別に定める。

(契約保証金の納付)

第19条 理事長は、契約の相手方に対して契約を締結する前に契約保証金を納付させるものとする。

- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
- 3 理事長は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。
- 4 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 5 契約保証金の納付は、国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第20条 理事長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金を減免することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の還付)

第21条 契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。次条において同じ。)は、工事の検査終了後に還付する。

(契約保証金の帰属)

第22条 契約の相手方がその契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金は、公社に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたとところによるものとする。

(工事請負契約約款による契約の締結)

第23条 理事長及び契約の相手方は、工事請負契約約款により契約を締結するものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これによらないことができる。

- 2 前項の工事請負契約約款は、理事長が別に定める。

(契約書の作成)

第 24 条 理事長及び契約の相手方は、第 14 条第 5 項又は第 18 条第 4 項の規定による通知をした日から 10 日以内に、契約書を作成しなければならない。ただし、契約書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、契約の相手方の決定は、その効力を失うものとする。

第 25 条 前条第 1 項の規定による契約書は、工事請負契約書(様式第 4 号)によるものとする。ただし、特に必要があると認められるときはこれによらないことができる。

第 26 条 第 18 条第 5 項の契約を締結しようとするときの契約書の作成については、別に定める。

(工事監督員)

第 27 条 理事長は、工事の施行について監督を行わせるため公社の職員のうちから工事監督員を置くものとする。ただし、理事長においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 理事長は、前項本文の規定による工事監督員を置いたときは、契約の相手方に対してその旨を通知するものとする。

(工事検査員)

第 28 条 理事長は、工事に係る契約の履行の確認を行わせるため、公社の職員のうちから工事検査員を置くものとする。

(監督及び検査の委託)

第 29 条 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、公社の職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、公社の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。

2 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、公社の職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、公社の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

3 第 27 条第 2 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第 30 条 理事長から検査を命ぜられ、又は委託された者の職務は、特別の事情がある場合を除き、理事長から監督を命ぜられ、又は委託された者の職務と兼ねることができない。

(工事請負代金額の変更)

第 31 条 理事長は、工事内容の変更等の理由により請負代金額を変更する必要を認めたときは、次の算式により得た金額の範囲内で契約の相手方と協議し、変更請負代金額を決定するものとする。

(算式)

$$\text{変更設計に係る工事価格} \times \text{請負比率} \left(\frac{\text{元請負工事価格}}{\text{元工事価格}} \right) \times \frac{110}{100}$$

(契約の相手方との協議)

第 32 条 請負契約の条項により、理事長と契約の相手方と協議する事項について協議が整った場合で当事者において必要と認めるときは、工事請負協定書を作成し、当事者が記名押印して、各自 1 通を保存するものとする。

(請負契約の変更)

第 33 条 理事長は、工期、請負代金額等当初の契約を変更する必要を認めるときは、契約の相手方と協議が整ってから 5 日以内に工事請負変更契約書(様式第 5 号)により契約を変更するものとする。

(前金払)

第 34 条 理事長は、請負代金額 200 万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下単に「保証事業会社」という。)の保証に係るものについては、工事の種類及び規模等を勘案して前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により前金払をすることができる額は、請負代金額の 100 分の 40 以内の額とする。
- 3 理事長は、請負代金額を減額した場合において必要があると認めるときは、前払金額の全部又は一部を返納させることができる。
- 4 理事長は、請負代金額を増額した場合において必要があると認めるときは、その増額後の請負代金額の 100 分の 40 から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前金払をすることができる。

(部分払)

第 35 条 理事長は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(工事監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したものに限り)に対する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額の部分払をすることができる。

- 2 前項の規定による部分払は、請負代金額 100 万円以上の工事について、次の区分により行うものとする。
 - (1) 請負代金額 500 万円以下 1 回
 - (2) 請負代金額 2,000 万円以下 2 回以内
 - (3) 請負代金額 2,000 万円を超える場合 3 回以内

3 前条の規定により前金払をした場合における部分払をすることができる額は、第 1 項の規定にかかわらず、次の算式により算出した額以内の額とする。

(算式)

$$\text{第 1 項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

入札保証金等納付書										
納付金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし										
内	種類	記号番号	額面金額	枚数	金額	摘要				
	現金	/		/		/				
	証券									
上記のとおり入札保証金(入札保証金に代わる担保としての有価証券)を納付します。 年 月 日 公益財団法人香川県下水道公社 理事長 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 納付者住所 _____ 氏名 _____ </div>										
上記の金額(証券)を領収しました。 年 月 日 納付者様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 公益財団法人香川県下水道公社事理事長 印 </div>										
還付してくだ さい。	事務局長 _____	保証金等還付請求書 上記の金額(証券)の還付を請求します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 請求者住所 _____ 氏名 _____ </div>								
上記の金額(証券)を領収しました。 年 月 日 公益財団法人香川県下水道公社 理事長 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 受取者住所 _____ 氏名 _____ </div>										

備考

- 1 納付金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。
- 2 納付金額は、訂正しないこと。
- 3 附属利札があるときは、摘要欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

入 札 書

年 月 日

公益財団法人香川県下水道公社

理事長 殿

入札者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名

公益財団法人香川県下水道公社工事執行要綱及び仕様書、図面その他入札条項を承知の上、次のとおり入札します。

記

入 札 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工 事 名

工 事 場 所

責任者氏名

担当者氏名

連 絡 先

- 備考
- 1 本入札書に係る責任者(当該入札書に係る事務を担当する部門の長をいう。)及び担当者(当該入札書に係る事務を担当する者をいう。)の氏名並びに当該入札書の記載内容を確認するための連絡先は、本入札書に入札者の押印がある場合は記載不要とする。
 - 2 入札金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
 - 3 入札金額を訂正しないこと。
 - 4 入札金額は、千円未満の端数を認めない。

見 積 書

年 月 日

公益財団法人香川県下水道公社

理事長 殿

見積者 住 所

名称又は商号

代 表 者 名

公益財団法人香川県下水道公社工事執行要綱及び仕様書、図面その他見積条項を承知の上、次のとおり見積します。

記

見 積 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工 事 名

工 事 場 所

責任者氏名
担当者氏名
連 絡 先

- 備考 1 本見積書に係る責任者(当該見積書に係る事務を担当する部門の長をいう。)及び担当者(当該見積書に係る事務を担当する者をいう。)の氏名並びに当該見積書の記載内容を確認するための連絡先は、本見積書に見積者の押印がある場合は記載不要とする。
- 2 見積金額は、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに、頭書に¥の記号を付記すること。
- 3 見積金額を訂正しないこと。

様式第4号

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名
 2 工 事 の 場 所
 3 工 期 自 年 月 日
 至 年 月 日
 4 解体工事に要する費用等 別紙のとおり（該当ない場合は削除）

請負代金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
契約保証金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の工事について、発注者公益財団法人香川県下水道公社と受注者 は、
 各々の対等な立場における合意に基づいて、公益財団法人香川県下水道公社工事執行要
 綱第23条第2項の規定により理事長が定めた公益財団法人香川県下水道公社工事請負
 契約約款により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 香川県綾歌郡宇多津町字吉田4001番地4

公益財団法人香川県下水道公社

理 事 長

印

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

備考 請負代金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、
 頭書に¥の記号を付記すること。

様式第5号

工 事 請 負 変 更 契 約 書

請負代金額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 名

工 事 の 場 所

変更前工期 自 年 月 日 至 年 月 日

変更後工期 自 年 月 日 至 年 月 日

解体工事に要する費用等 別紙のとおり（該当ない場合は削除）

発注者公益財団法人香川県下水道公社と受注者 年 月 日に締結した契約に係る上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

発注者 公益財団法人香川県下水道公社
香川県綾歌郡宇多津町字吉田4001番地4
理事長 印

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

備考 請負代金額の増減金額等の金額欄には、アラビア数字をもつてインクで記入するとともに、増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に△の記号を付記すること。